

日本学生支援機構大阪日本語教育センター学則

制 定 平成16年4月1日

最近改正 令和5年3月8日

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（以下「大学等」という。）に入学を希望する外国人留学生等に対し、日本語の教育及び大学等の教育を受けるために必要な教科の教育（第4条において「進学準備教育」という。）を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、日本学生支援機構大阪日本語教育センター（英文名 Osaka Japanese Language Education Center of Japan Student Services Organization）という。

(所在地)

第3条 本校は、大阪市天王寺区上本町8丁目3番13号に置く。

第2章 課程、修業年限及び収容定員等

(課程)

第4条 本校に、大学等への入学希望者を対象として進学準備教育を行う課程（以下「進学課程」という。）を置く。

(対象学生、修業年限及び収容定員)

第5条 前条に規定する課程の対象学生、修業年限、入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

課程	対象学生	修業年限	入学定員	収容定員
進学課程	大学等に進もうとする者	1年	155名	155名
		1年6月	105名	210名
計			260名	365名

(学級編成)

第6条 学級編成は、1学級につき20名以下とする。ただし、基礎教科（数学、英語、理科、地理歴史・公民等をいう。以下同じ。）を教育する場合の学級編成は40名以下とすることができる。

第3章 学年及び休業日

(学年)

第7条 学年は、修業年限が1年の課程（以下「1年コース」という。）については4

月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わり、修業年限が 1 年 6 月の課程（以下「1 年半コース」という。）については 10 月 1 日に始まり翌々年の 3 月 31 日に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

(1) 1 年コース

第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで

第 2 学期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(2) 1 年半コース

第 1 学期 10 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 2 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

第 3 学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで

第 4 学期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 5 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日)

第 8 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）で規定する日

(3) 夏期休業日 7 月 25 日から 8 月 20 日まで

(4) 冬期休業日 12 月 21 日から翌年 1 月 10 日まで

(5) 春期休業日 3 月 16 日から 4 月 9 日まで

2 校長が必要と認めたときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第 1 項に定める休業日のほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

第 4 章 教育課程、授業週数及び授業時数等

(教育課程、授業週数及び授業時数)

第 9 条 教育課程、授業週数及び授業時数は、別表のとおりとする。ただし、1 単位時間は、50 分とする。

2 高等専門学校に進もうとする者にあつては、高等専門学校の教育課程を考慮し、前項に規定する授業週数及び授業時数を必要に応じて増やすことができる。

第 10 条 始業時刻は午前 9 時 10 分とし、終業時刻は、午後 4 時とする。

第 5 章 国際交流活動等

(国際交流活動等)

第 11 条 本校は、教室における授業以外に、随時、日本人各層との交流、研修旅行、見学等を実施する。

第 6 章 教職員組織

(教職員組織)

第 12 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 日本語教員
- (4) 基礎教科教員
- (5) 生活指導担当者
- (6) 事務職員

2 前項第3号から第6号までの教職員は、必要に応じてその一部を非常勤とする。

第13条 校長は、学校運営を統括し、所属教職員を監督する。

2 副校長は、校長を補佐し、校長に事故あるときはその職務を代行する。

第14条 本校の教務に関する事項を処理するため、教務主幹を置く。

2 本校の事務（前項の事項を除く。）に関する事項を処理するため、総務・学生課長を置く。

第15条 職務の円滑な執行に資するため、教職員会議を置くことができる。

2 教職員会議は校長が主宰する。

第7章 入学，退学，休学及び復学

（入学）

第16条 本校に入学できる者は、次項に定めるもののうち、別に定める入学選考委員会において選考し、校長が許可した者とする。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (2) 外国において、中等教育の課程を修了した者

第17条 入学期は、4月及び10月の2期とする。ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、学年の途中においても入学の許可をすることがある。

第18条 入学を志願する者は、本校所定の入学願書のほか、必要とする書類を提出しなければならない。

第19条 入学を許可された者は、本校所定の誓約書を提出しなければならない。

（退学）

第20条 退学をしようとする者は、その事由を記して届け出なければならない。

（休学）

第21条 病気又はやむを得ない事由により、引き続き1月以上修学することが困難となったときは、その事由を証明する書面を添え、校長に休学を願い出ることができる。

第22条 校長は特別の必要があると認められた者には休学を命ずることがある。

第23条 休学は、2月を超えることはできない。

（復学）

第24条 休学していた者が復学しようとするときは、復学願を提出し、校長の許可を得なければならない。

第8章 学習の評価，課程修了の認定

（学習の評価）

第25条 学習の評価は、学内試験と平素の学業成績及び出席状況に基づいて行う。

(課程修了の認定)

第26条 本校所定の課程を履修した者には、学習評価の上、卒業証書を授与する。

第9章 賞罰

(賞罰)

第27条 成績優秀にして他の模範となる者は、これを表彰することがある。

第28条 学校教育法施行規則第26条第3項各号に該当する者は、これを退学させることがある。

第10章 入学選考料，入学金，授業料及び施設維持費等

(入学選考料)

第29条 入学を志願する者は、入学選考料として20,000円を納入しなければならない。

(授業料等)

第30条 入学を許可された者は、入学金，授業料及び施設維持費としてそれぞれ下表に掲げる額を納入しなければならない。

区分	1年コース	1年半コース
入学金	80,000円	100,000円
授業料	625,000円	930,000円
施設維持費	57,000円	85,500円

2 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により来日することができず、やむを得ず日本国外でインターネットによる授業を受講することとなった私費外国人留学生（我が国政府、他の国・地域の政府又は奨学金団体などから、学納金又は生活費の支給を受けていない者に限る。）については、下表に掲げる額とすることができる。

区分	1年コース (オンライン)	1年半コース (オンライン)	1年コース (延長者) (オンライン)
入学金	80,000円	100,000円	不要
授業料	・授業開始前に四半期（3か月）分として一括78,125円（3か月毎に支払う）	・授業開始前に四半期（3か月）として一括116,250円（3か月毎に支払う）	・授業開始前に四半期（3か月）として一括78,125円（3か月毎に支払う）

	・対面授業開始後は、備考2に従い、未納分の授業料を支払う。	・対面授業開始後は、備考2に従い、未納分の授業料を支払う。	・対面授業開始後は、備考2に従い、未納分の授業料を支払う。
施設維持費	対面週数/52週×57,000円	対面週数/78週×85,500円	前年度納付済みのため不要

備考

- 1 オンライン授業を受ける場合のコース別授業料：
1年コース312,500円，1年半コース465,000円
- 2 対面授業開始後の授業料：
1年コース625,000円×対面週数/52週，1年半コース930,000円×対面週数/78週
(100円未満は切り捨て)
- 3 令和3年4月入学1年コース入学生で渡日できずに同コースを終了し、引き続き1年コースでの授業を希望する学生に対しても、同様に取り扱う。

3 入学を許可された者は、前項に規定する納入金のほか、教材費、課外活動費及びその他の費用を納入しなければならない。これらの額については、校長が別に定める。

第31条 前条に定める納入金（次条において「授業料等」という。）の納入を怠り、督促を受けてなお納入しないときは、校長は入学の許可を取り消し、又は退学を命ずることがある。

第32条 既納の授業料等は返還しない。ただし、別に定めるところにより、その返還を認める場合がある。

第11章 附帯教育

第33条 本校の附帯教育は次のとおりとする。

特別講座	修業年限	総定員
	6月以内	45名

- 2 附帯教育の細目については、校長が別に定める。

第12章 特別科

(特別科)

第34条 外国人で日本に滞在する主として留学生以外の者を、短期間で教育する日本語専攻課程として、特別科を設けることができる。

- 2 特別科の細目については、校長が別に定める。

第13章 雑則

(手数料)

第35条 在学証明書、成績証明書、卒業証明書その他これらに類する書類の発行を行う

場合は、手数料を徴する。

2 手数料の額は、校長が別に定める。

(健康診断)

第36条 健康診断は、少なくとも年1回実施するものとする。

(施行の細目)

第37条 本学則の施行に関し必要な事項は、校長が細則において定める。

附 則 (平成16年4月1日制定)

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の前日までに、関西国際学友会日本語学校学則第16条及び第42条の規定により入学を許可された者については、この学則の規定が適用されるものとする。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前から本校に在学している者に係る学則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年2月4日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前から1年半コースに在学している者に係る学則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行日前、現に在学している者については、この学則により入学を許可された者とみなす。

附 則

この学則は、令和2年3月2日から施行し、令和2年4月1日以降に入学する者に対し適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月21日から施行し、令和4年4月1日以降に入学する者に対し適用する。

附 則

この学則は、令和5年3月8日から施行する。

別表

1年コース

●進学課程

教 科	理科系		文科系		授業週数
	週当たり 授業時数	総授業時数	週当たり 授業時数	総授業時数	
日本語・日本事情	20～30	900	20～30	900	38 週
数学	～4	96	～2	48	
理科・情報	～4	96			
地理歴史・公民			～4	96	
英語	～2	48	～4	96	
計	30		30		
年間総授業時数合計		1,140		1,140	

備考：履修時期により，各教科の週当たりの授業時数は異なる。

1年半コース

●進学課程

教 科	理科系		文科系		授業週数
	週当たり 授業時数	総授業時数	週当たり 授業時数	総授業時数	
日本語・日本事情	20～30	1,300	20～30	1,300	56 週
数学	～4	152	～2	76	
理科	～4	152			
地理歴史・公民			～4	152	
英語	～2	76	～4	152	
計	30		30		
年間総授業時数合計		1,680		1,680	

備考：履修時期により，各教科の週当たりの授業時数は異なる。